

茅野市運動公園施設使用料

R7. 10. 1改定

茅野市都市公園条例 別表第4（第16条関係）

No	施設名	使用区分等			使 用 料							
1	野球場	使用区分 時間区分		午前 5 時から 午後 7 時まで 1 時間当たり	備考 (1) 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、当該区分に定める額の 5 倍とする。 ※ 午前 5 時から午前 9 時までの使用は、大会等に限る。							
				専用使用料					1,400円			
2	弓道場	使用区分 時間区分		午前 7 時から 午後 10 時まで 1 時間当たり	備考 ※ 午前 7 時から午前 9 時までの使用は、大会等に限る。							
				専用使用料（5 人立分）					1,000円			
		個人 使用 料	一 般	200円								
			小中学生・高校生	100円								
			区 分	1年当たり								
			一般 通年使用料	12,000円								
			小中学生・高校生 通年使用料	6,000円								
3	総合 体育館	専用 使用 料	使用区分 時間区分		午前 7 時から 午後 10 時まで 1 時間当たり	照明使用料 1 時間当たり	備考 (1) 大体育室及び小体育室の 2 分の 1 又は 3 分の 1 を専用使用するときの使用料及び照明使用料は、それぞれの使用料の 2 分の 1 又は 3 分の 1 の額とする。 (2) アマチュアスポーツ又は体育レクリエーション以外の目的で使用する場合は、当該専用使用料の額の 2 倍（照明使用料を除く。）とする。 (3) 営利目的で使用する場合は、当該専用使用料の額の 10 倍（照明使用料を除く。）とする。 (4) 入場料を徴収して使用する場合は、当該専用使用料の額の 2 倍（照明使用料を除く。）とする。 (5) 移動式暖房器を使用するときは、実費相当額を別に徴収する。 料を除く。）とする。 ※ 午前 7 時から午前 9 時までの使用は、大会等に限る。					
					大体育室				1,800円	1,910円		
			小体育室	1,000円	910円							
			柔道場	900円								
			剣道場	900円								
			卓球室	600円								
			会議室等（1 室）	300円								
		個人 使用 料	トレーニ ング室	一 般	200円							
				小中学生・高校生	100円							
				区 分	1年当たり							
				一般 通年使用料	12,000円							
				小中学生・高校生 通年使用料	6,000円							
			区 分	1 回当たり								
			ギャラリー	100円								
			4	庭球場	使用区分 時間区分				午前 5 時から 午後 10 時まで 1 時間当たり	照明使用料 1 コート 1 時間当たり	備考 ※ 砂入人工芝コートの使用は、午前 9 時からとし、開始時間 30 分前から受付、2 時間限度とする。 ※ 午前 5 時から午前 9 時までの使用は、大会等に限る。	
									専用使用料			
個人 使 用 料	人工クレートコート 1 面	800円										
	砂入人工芝コート 1 面	800円										
	区 分	1年当たり										
	一般 通年使用料	12,000円										
	小中学生・高校生 通年使用料	6,000円			200円							
5	広場 野球場	使用区分 時間区分		午前 5 時から 午後 10 時まで 1 時間当たり	照明使用料 1 面 30 分当たり	備考 (1) 2 分の 1 の使用は、当該区分に定める額の 2 分の 1 とする。 (2) 照明使用料 1 面とは、全体の 4 分の 1 面とする。 ※ 午前 5 時から午前 9 時までの使用は、大会等に限る。						
				専用使用料				1,200円	530円			
6	陸上 競技場	使用区分 時間区分		午前 5 時から 午後 10 時まで 1 時間当たり	備考 (1) アマチュアスポーツ又は体育レクリエーション以外の使用は、当該専用使用料の額の 2 倍とする。							
				専用使用料					2,000円			
		個人 使 用 料	一 般	200円								
			小中学生・高校生	100円								
			区 分	1 年当たり								
			一般 通年使用料	12,000円								
			小中学生・高校生 通年使用料	6,000円								
7	国際 スケート センター	専用使用料		1 時間当たり	26,000円	備考 (1) 回数券は、11 枚綴りとする。 ※ 午前 8 時から午後 8 時 30 分まで						
		個人使用料		単位	一般			小中高生	付添			
				1 人 1 回	1,000円			500円	200円			
				回数券	10,000円			5,000円	2,000円			
				期間券	40,000円			20,000円	8,000円			
8	ゴルフ 練習場	単位	金額	※ 平日・土曜日は午前 10 時から午後 10 時まで 日曜日・祝日は午前 9 時から午後 10 時まで								
		1 球	10円									
9	バッティ ングセン ター	単位	金額	※ 午前 9 時から午後 9 時まで								
		1 ゲーム（25 球）	200円									
10	自由広場	使用区分 時間区分		午前 5 時から 午後 7 時まで 1 時間当たり	備考 (1) 2 分の 1 使用は、当該区分に定める額の 2 分の 1 とする。							
				専用使用料					1,000円			
11	屋内ゲート ボール場	使用区分 時間区分		午前 5 時から 午後 10 時まで 1 時間当たり	備考 ※ 午前 5 時から午前 9 時までの使用は、大会等に限る。							
				専用使用料（1 面当たり）					400円			
12	マレット ゴルフ場	使用区分 時間区分		午前 5 時から 午後 5 時まで 1 時間当たり	備考 (1) 大会使用料とは、大会を目的に使用申請したものをいう。							
				大会使用料					1,300円			
13	焼肉広場	使用区分 時間区分		午前 9 時から 午後 9 時まで 1 時間当たり	備考 (1) 2 分の 1 の使用は、当該区分に定める額の 2 分の 1 とする。							
				専用使用料					200円			

No	施設名	使用区分等		使用料等		
14	使用区分		時間区分	午前 5 時から 午後 7 時まで 1 時間当たり		
	岳麓公園	専用 使用 料	多目的広場			1,000円
	前宮公園		多目的広場			1,000円
	花蒔公園		多目的広場			1,000円
			テニスコート			280円
	弓振公園		多目的広場			1,000円
	中大塩公園		多目的広場			1,000円
15	区分		1 回			
	コインロッカー、ラケット等		100円			

備考

- 1 未就学児童は無料とする。
- 2 この表の専用使用料の区分における「1 時間」とは、正時から次の正時までをいう。
- 3 使用時間が1 時間に満たないときであっても、1 時間の使用料とする。
- 4 この表により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 この表において「高校生」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第1 学年から第3 学年までに限る。）に在籍する者をいう。
- 6 この表において「中学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）に在籍する者をいう。
- 7 この表において「小学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部に限る。）に在籍する者をいう。

永明社会体育館使用料

R6. 4. 1改正

茅野市永明社会体育館条例 別表（第8 条関係）

No	施設名	使用区分	使 用 料	
1	永明社会体育館	使用区分 時間区分	午前 9 時から 午後10時まで 1 時間当たり	備考 (1) この表の専用使用料の区分における「1 時間」とは、正時から次の正時までをいう。 (2) 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とみなす。
		専用使用料（全面）	2,250円	

小中学校施設使用料

R7. 10. 1改正

茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例 別表（第2 条関係）

No	施設名	使用区分	使 用 料	
1	体育館	使用区分	時間区分	備考 (1) 体育館及び校庭の半面を使用するときの使用料は、それぞれの使用料の 2 分の 1 の額とする。 (2) この表の専用使用料の区分における「1 時間」とは、正時から次の正時までをいう。 (3) 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とみなす。 ※ 小体育館は、宮川小学校、玉川小学校 ※ テニスコートは、北部中学校
			午前 9 時から 午後10時まで 1 時間当たり	
2	小体育館	専用使用料（全面）	890円	
3	校庭	専用使用料（全面）	410円	
4	テニスコート	専用使用料（全面）	290円	
		専用使用料（全面）	280円	

ちの地区コミュニティセンター体育館使用料

R7. 10. 1改正

茅野市地区コミュニティセンター条例 別表第 1（第6 条関係）

No	施設名	使用区分	使 用 料	
1	体育館	使用区分	午前 9 時から 午後10時まで 1 時間当たり	備考 (1) この表の専用使用料の区分における「1 時間」とは、正時から次の正時までをいう。 (2) 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とみなす。
		時間区分		
		専用使用料（全面）	1,850円	